

令和5年度 東桜島中学校いじめ防止基本方針

学 校 教 育 目 標
心豊かで、たくましい生徒の育成

家庭・地域との連携
<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会 ・父親セミナー ・家庭教育学級 ・校区公民館運営審議会 ・学校評議員会

い じ め 防 止 対 策 委 員 会
<ul style="list-style-type: none"> ・目的 生徒をいじめの加害者、被害者にさせない。いじめは絶対に許されない行為であることを念頭に、学校・保護者・地域が連携して対処する。また、定期的な点検し必要に応じて見直すというPDCAサイクルで検証を行う。 ・組織構成 校長、教頭、生徒指導主任、学年主任(担任)、養護教諭、SC、学校評議員、民生委員

関係機関等との連携
<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会 ・中央警察署 ・桜島駐在所 ・桜島学園 ・児童相談所 ・民生委員

教育活動の重点
<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の充実 ・人権同和教育の推進 ・道徳教育の充実 ・特別活動の充実 ・特別支援教育の充実 ・「いじめ問題を考える週間」の充実 ・「ニコニコ月間」の充実
生徒の主体的な活動
<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会活動の充実 ・あいさつ運動の取組 ・朝ボラの取組 ・「いじめ問題を考える週間」の取組 ・「ニコニコ月間」の取組

【いじめの未然防止】
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の取組 生徒の表面的な言動に惑わされることなく、日頃の言動や表情、生活の記録やその他多面的な情報をつき合わせ、協働的な生徒指導体制を機能化させる。 ・生徒の取組 道徳やその他教育活動の中で、自らいじめ問題について学び、生徒会が主体となって、生徒全員でいじめ防止・根絶を考える。 ・保護者の取組 子どもの些細な変化を見逃さないように観察するとともに、学級PTA等において情報交換し、日頃から学校と密に連携をとる。

生徒指導体制
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会 ・生徒指導委員会 学校の手引きの活用 ・長期休業中の心得の活用 ・職員研修 生徒理解 ・職員会議

【いじめの早期発見・早期対応】
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の取組 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。 ・生徒の取組 些細なことでも、学校や保護者、地域住民へいじめについて相談をする。 ・保護者の取組 日頃から些細な行動の変化を見逃さないように観察するとともに、悩みを親へ相談できる雰囲気作りを行う。

相談体制
<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の充実 ・教育相談週間の設定 ・SC・SSWとの連携

【いじめに対する措置】
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の取組 早期に適切な対応で問題を解決するという認識のもと、複数の職員で速やかに事実確認を行い、「いじめ防止対策委員会」に連絡する。関係生徒・保護者・関係機関と連携するとともに、その個人情報の適切な管理に努める。 ・生徒の取組 一人で悩まない。いじめは許されないという雰囲気作りをする。 ・保護者の取組 わが子を守るという姿勢を子どもに示すとともに、学校との連携を図る。また、今後の学校生活等での人間関係が円滑に行えるように事後指導を行う。

職員研修の重点
<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・生徒理解の研修 ・学校ネットパトロール事業の活用 ・いじめ対策必携、ネットモラル等の各種啓発資料の活用

【年間計画】

月	目 標	計画及び評価	実態把握等	道徳・特別活動等	生徒会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	生徒理解に努める	年間及び、1学期の活動計画の検討	学校生活アンケートの実施	「いじめ問題を考える週間」の実施	標語・ポスター作成・掲示	各教科における指導の確認	家庭訪問	共通実践の共通理解 学校基本方針の確認 学校の手引きの確認
5	家庭との連携を図る			「ニコニコ月間」の実施	あいさつ運動、ボランティア作業(通年)	携帯・ネット利用者実態調査		家庭訪問の共通理解
6	関係機関との連携を図る		教育相談カードの記入	「ニコニコ月間」の実施			教育相談	小中連携研修会
7	いじめ防止教育の充実	取組評価アンケートの実施,集計	学校楽しいーと	生命尊重教室				
8	家庭生活の充実			人権月間				講師招聘
9	生徒の実態の把握に努める	2学期の活動計画の検討	学校生活アンケートの実施	「いじめ問題を考える週間」の実施	標語作成・掲示	携帯・ネット利用者実態調査		実態把握
10	いじめ防止教育の充実							
11	いのちの尊さを学ばせる		教育相談カードの記入				教育相談	
12	人権意識を高める	取組評価アンケートの実施,集計	学校楽しいーと	人権週間				実態把握
1	いじめ防止教育の充実	3学期の活動計画の検討				ネットいじめに関する指導		
2	生徒の実態の把握に努める		学校生活アンケートの実施					実態把握 小中連携研修会
3	生徒理解に努める	取組評価アンケートの実施,集計						

1 いじめ防止に関する本校の基本理念

いじめ防止対策推進法第2条において、「いじめ」とは「児童等に対して当該児童等在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

いじめはいじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が丸となって組織的に対応するとともに、家庭や地域、関係機関と学校が積極的に連携していかねばならない。

東桜島中学校の生徒がいじめでつらい思いをすることがないように、私たち大人一人ひとりが「いじめは絶対に許されない。」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たすとともに、生徒も安心して豊かな集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、共にいじめを生まない風土を醸成していかねばならない。

2 いじめの未然防止

【未然防止に関する基本的な考え】

いじめはどの学級でも、どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 生徒に対しての取組

- ① 生徒一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ② 分かる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を持たせることが生徒の心や生活を安定させる近道であると考え、学習指導にあたる。
- ③ 自他の命を大切にする心や思いやりの心を、道徳の授業をはじめ、すべての教育活動を通して育てる。
- ④ 「いじめは絶対に許されないもの」という認識を、すべての生徒が持つようにさまざまな活動の中で指導する。
- ⑤ 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら教職員や保護者に知らせたり、やめさせたりすることを指導する。
- ⑥ インターネットやソーシャルメディアの危険性について、最新の情報を把握して生徒や保護者に啓発する。

(2) 学校全体としての取組

- ① すべての教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という学校風土をつくる。
- ② いじめアンケートや学校楽しいと（県総合教育センター）を活用し、担任を中心に複数の教職員で生徒の状況を観察する。
- ③ 養護教諭やスクールカウンセラーを中心に教育相談体制の充実を図り、全教職員で生徒の心のケアにあたる。
- ④ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解を深め指導力を高める。
- ⑤ 生徒会活動を中心に、生徒が自主的に「いじめ撲滅」を目指す取組を進める。いつでも誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ⑥ ネットを使いたいじめが急増していることから、生徒、保護者に通信や講演会、学級PTAなどを通し、積極的に啓発することで情報リテラシーや情報モラルの向上を図る。

(3) 保護者・地域・関係機関・団体との連携

- ① 保護者や地域住民に対し、生徒が発するサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。
- ② 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校日より、地域での会合等で伝え、理解と協力を求める。
- ③ 警察等の関係機関・団体と定期的に情報交換を行い、具体的な連携を進めるとともに、インターネットを通じて行われるいじめについては、「県学校ネットパトロール事業」の活用やNPO団体との連携を図る。

3 いじめの早期発見・早期対応

【早期発見に関する基本的な考え】

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。また、ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することができるようにしていく。

そのために、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようにする。

- (1) いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。いじめアンケート調査を学期に1回以上実施し、その結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。また、日常的に管理職をはじめ、全職員による校内巡視等を実施する。
- (2) いじめられている生徒や保護者からの訴えを親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、学校はいじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- (3) いじめに関する相談を受けた教職員は管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会や生徒指導委員会等で情報を共有する。
- (4) 学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- (5) 事実関係を正確に当該生徒の保護者に伝え、学校・家庭が協力して解決を図る。
- (6) 再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導と保護者への支援を組織的に行う。
- (7) 状況によっては、鹿児島市教育委員会青少年課、中央警察署（桜島駐在所）、少年サポートセンター、児童相談所など、関係機関と連携して対処する。
- (8) 「いじめ対策必携」を活用する。

4 いじめに対する措置 ～早期かつ即時対応&組織的対応～

【独自の判断は禁物！ 素早い対応】

- ※ 「様子を見よう」「悪ふざけだろう」「単なるけんかだろう」という考えを持たない。
- ※ 「いじめは絶対に許されないもの」という認識に立つ。
- ※ 「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- ※ 「いじめられている子どもの側に立つ」ことを前提に判断する。
- ※ 「小さな芽のうちに摘む」ことを重視する。

(1) 組織的対応

① いじめ防止対策委員会（毎月1回程度開催）

【いじめ防止対策委員会】

- ・ 常時のいじめの実態等の情報交換
- ・ 具体的な指導方針や指導体制、対応策の決定と実践
- ア 構成人員
 - 校長 ○教頭 ○生徒指導主任 ○担任 ○学年教員 ○養護教諭
- イ 被害生徒、加害生徒、周辺生徒、両保護者への指導方針と具体的対策を決定し、対応の担当を明らかにする。

(2) いじめ発生時の素早い事実確認

① 速やかな報告の徹底

- ・ 目撃者等の情報受信者 → 担任 → 校長・教頭 のルートで情報や状況を直ちに報告する。
- ・ 担任は直ちに「いじめ発見報告書」を作成し、校長・教頭へ提出する。
- ・ 教頭により、緊急いじめ防止対策委員会を開催し、報告書の内容を周知する。

（報告書の内容）

○日時 ○場所 ○被害生徒 ○加害生徒 ○内容・状況 ○情報受信者

② 緊急いじめ防止対策委員会（いじめ発生時、その都度開催）

【緊急いじめ防止対策委員会】

- ・ 当該生徒に聞き取りをする前に事実確認を進めるための会議
- ア 構成人員
 - 校長 ○教頭 ○生徒指導主任 ○担任 ○学年教員 ○養護教諭
- イ 会議場所 校長室
- ウ 資料 いじめ発見報告書
- エ 会議内容

(ア) 事実確認のための必要事項 → 【いじめ対応に係る確認聞き取り票】を活用

- ・ いじめの状況（被害・加害生徒名、日時、場所、人数、様態等）
- ・ いじめの動機や背景
- ・ 時系列での事実の把握
- ・ 本件について家庭が知っていること
- ・ 教職員や周辺生徒が知っていること

(イ) 事実確認の計画

- ・ 事実確認のための役割分担
- ・ 被害生徒への聞き取り
- ・ 加害生徒への聞き取り
- ・ 周辺生徒への聞き取り
- ・ 当該生徒保護者への連絡

③ 事実確認の実施

ア 被害生徒への聞き取り

- (ア) 教職員は、被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
- (イ) いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。

イ 加害生徒への聞き取り

- (ア) いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。
- (イ) いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。
- (ウ) 「いじめは絶対許されない行為」として、けんか両成敗のような指導はしない。

ウ 周辺生徒への聞き取り

- (ア) 事実を確認する段階では、周辺生徒の行動に対する善悪の判断はしない。
- (イ) 内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- (ウ) 事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

エ 被害生徒の保護者、加害生徒の保護者に対して

- (ア) 保護者とは直に会って面談を行う。
- (イ) 保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な対応を説明する。
- (ウ) 保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明する。

・校長 → 教頭 → 全職員 のルートで確認事実を周知する。

【実際の対応】

ア 被害生徒対応班 → 担任、養護教諭、スクールカウンセラー

イ 加害生徒対応班 → 担任、生徒指導主任

ウ 周辺生徒対応班 → 学年部職員、教頭

エ 当該生徒保護者対応班 → 教頭、担任

ア 被害生徒対応班

- (ア) つらさや苦しさに共感的理解を示す。また、いじめ防止への強い姿勢を伝える。
- (イ) 具体的な解決策や加害生徒の指導対応などを知らせ、不安や心配を取り除く。
- (ウ) いじめ解決まで、学校全体で擁護することを伝える。また、今後の支援を約束する。
- (エ) 自分の保護者や周辺生徒に対するはたらきかけについて、意志を尊重して進める。

イ 加害生徒対応班

- (ア) 行った行為やいじめの意図等について、中立の立場で冷静に確認する。
- (イ) グループへの対応の場合は、個別指導と並行して、共通理解を持って聞き取りをする。
- (ウ) いじめ根絶に向けた心の涵養を図り、再発することがないような心を育てる。
- (エ) きちんとした謝罪とその方法、今後の決意を明らかにさせる。
- (オ) 長所を意識させ、それを生かす生活の在り方や考え方について確認する。

ウ 周辺生徒対応班

- (ア) いじめの被害者の気持ちを考えさせる。いじめの卑劣さを理解させる。
- (イ) はやしたてる行為、見て見ぬふりをするのもいじめであることを再度認識させる。
- (ウ) いじめを発見した場合の通報のしかたについて再度確認する。
- (エ) いじめを止める、知らせる行為がいかに正義に基づいた勇気ある行為であるかについて指導する。

エ 当該生徒保護者対応班

○被害生徒保護者対応

- (ア) 確認した事実関係を正確に伝える。必要な場合は、学校としての謝罪を行う。
- (イ) 再発防止策、支援方針、今後の対応について、具体的に説明し不安を取り除く。
- (ウ) 学校と家庭の今後の対応について、共通理解を持つ。

○加害生徒保護者対応

- (ア) 確認した事実関係を正確に伝える。
- (イ) 今後の学校としての対応について説明し、共通理解を得る。
- (ウ) 謝罪について相談の上、確認する。

- すべて、時系列で記録を取る。また、複数で対応することを原則とする。
- 完全ないじめ解消をすべての班、全教職員で確認する。
- 必要に応じてスクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し、生徒や保護者の心のケアを行う。

5 重大事態への対処

【いじめによる重大事態】

- ※ 当該生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いが認められたとき
- ※ 当該生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされたとき
- ※ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
（重大事態と想定されるケース）
 - 生徒が自殺を図った場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合

(1) 重大事態への緊急対応

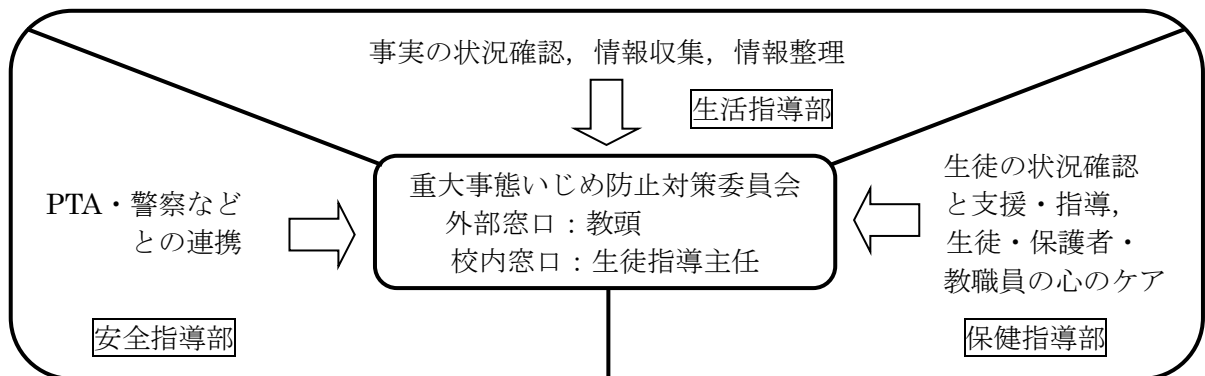
- ① 重大事態いじめ防止対策委員会（いじめ発生時、その都度開催）
緊急いじめ防止対策委員会のメンバーに、スクールカウンセラー、学校評議員、民生委員を加える。
- ② 調査組織の設置と調査の実施
市教育委員会に迅速に報告し、必要に応じて具体的な調査組織の構成員について市教育委員会の指示を仰ぐ。（弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家、カウンセラー等）
- ③ 校内の連絡と報告体制について
校内における連絡・報告体制は、緊急いじめ防止対策委員会の報告体制及び「東桜島中学校緊急救急体制」に基づいて行う。
- ④ 重大事態の報告
重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、直ちに市教育委員会に報告する。
- ⑤ 外部機関との連携
 - ア 市教育委員会の指示のもとに、鹿児島中央警察署、児童相談所等と連携を図る。
 - イ 指示のもとに、事実関係の調査や事後対応、発生の防止等について具体的な対応を行う。
 - ウ 報道取材等への対応については窓口を教頭に一本化する。

(2) 学校による調査

重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

① 調査の組織

重大事態いじめ防止対策委員会を設置して各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応する。



② 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・いつ（いつ頃から）
- ・どこで
- ・誰が
- ・何を、どのように（様態）
- ・なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

- ア いじめられた生徒及びその保護者に対して、調査方法や調査内容について十分説明し、合意を得ておく。
- イ いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合、聞き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。
 - ・ いじめられた生徒の学校復帰を最優先とした調査
 - ・ 情報を提供してくれた生徒等の安全確保
 - ・ 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施など
- ウ いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合（いじめられた生徒が入院または意識不明等の病状や死亡した場合）、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、着手する。
- エ 調査対象の生徒及び保護者に対しては、調査によって得られた結果をいじめられた生徒及び保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

6 「いじめ解消」の定義

鹿児島県いじめ防止基本方針における「いじめ解消」の定義は以下の通りである。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめ」が「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害児童生徒・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

7 教育相談体制と生徒指導体制

(1) 教育相談の基本的な考え方と活動計画

- ① 生徒へのアンケート等による日頃からの情報収集を重視する。
- ② スクールカウンセラーの機能を十分に活用し、捉えられたいじめ案件に対し、未然の相談を行う。
- ③ スクールカウンセラーは定期的な情報の報告を行う。報告窓口は教頭とする。
- ④ 具体的な計画は、教育課程を参照。

(2) 生徒指導の基本的な考え方と活動計画

- ① 日頃の学習や学校生活の充実を第一に考える。
- ② 捉えられた問題場面や学校課題へは、即時に対応する。また、全職員へ案件を周知する。
- ③ 問題場面や学校課題が解決された場合は、その終息を全教職員で確認する。
 - ・ 職員会議、職員朝会、臨時の職員会議等を活用する。
- ④ 具体的な計画は、教育課程を参照。

8 校内研修

(1) いじめに関する研修の基本的な考え方

- ① いじめ防止といじめ対応に係る研修機会を、年間計画の中に位置付ける。
- ② 生徒の道徳性や道徳的な実践力の向上に係る研修を大切にする。
- ③ PTAとも連携し、生徒の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関する研修機会の場を設定する。
- ④ 生徒一人ひとりが認め合い、高め合えるような授業実践に係る研修機会の場を設定する。

(2) 具体的な取組

- ① いじめの理解、本校のいじめの発見や組織的な対応の在り方、本方針の周知を目的とした職員研修を年度当初に行い、教職員の共通理解を図る。
- ② 職員研修担当の教諭をリーダーに、いじめ防止に係る研修機会の広報に努める。また、研修を受けた教職員からの研修報告を聞き合う場を設定する。

9 その他

- (1) この「いじめ防止基本方針」を、本校のホームページで公表し、生徒一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め、実戦への意欲喚起を図ることができるようにする。
- (2) 連携機関及び連絡先

関係機関	電話番号	関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	227-1971	県総合教育センター教育相談課	294-2788
県警察本部(少年サポートセンター)	252-7867	県中央児童相談所	264-3003
鹿児島中央警察署	222-0110	鹿児島市こども福祉課	216-1260
桜島駐在所	293-2702		

いじめ発見報告書

令和 年 月 日

発生日時（確認日時）	令和 年 月 日（ ） :
発生場所（確認場所）	
被害生徒	
	【被害生徒の思いや発言】
加害生徒	
	【加害生徒の思いや発言】
内容・状況	【きっかけ・具体的状況・継続の有無とその長さ等を含む】
情報受信者	

いじめ対応に係る確認聞き取り票

令和 年 月 日

いじめの状況	被害生徒名	
	加害生徒名	
	期 間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
	様 態	
	発見者名	
	発見日時	令和 年 月 日 () :
いじめの動機や背景		
いじめの事実		
家庭が知っていること		
教職員や周辺生徒が知っていること		

聞き取り記録

No. ()

対応者	
対応日時	令和 年 月 日 () : ~ :
記録者	
時 間	具体的な聞き取り内容の記録

対応記録

No. ()

対応者	
対応日時	令和 年 月 日 () : ~ :
記録者	
時 間	具体的な対応内容の記録